

支え合いのまち千葉 推進計画

～第5期千葉市地域福祉計画～

計画期間 令和4（2022）～8（2026）年度

中間見直し（原案）



令和6（2024）年1月

千葉市

目次

第1章 中間見直しにあたって

1 見直しの趣旨	1
2 新型コロナウイルス感染症の影響	1
3 地域の実践	1
4 市の取組	2

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 各種統計データ	3
2 これまでの取組と今後の課題	17

第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）について

1 中間見直しのポイント	21
2 計画中間見直しの経過	24

第4章 地域の実践（住民同士の支え合い）

区支え合いのまち推進計画中間見直しのポイント	25
● 中央区支え合いのまち推進計画	26
● 花見川区支え合いのまち推進計画	40
● 稲毛区支え合いのまち推進計画	46
● 若葉区支え合いのまち推進計画	54
● 緑区支え合いのまち推進計画	66
● 美浜区支え合いのまち推進計画	72

第5章 市の取組（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組）

基本目標、取組方針、施策の方向、主要施策、具体的な取組	84
-----------------------------	----

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

- 1 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況と課題 1 2 2
- 2 計画の基本方針と施策の体系及び展開 1 3 2

資料編

- 資料編目次 1 3 6

第1章 中間見直しにあたって

1 見直しの趣旨 (計画 p.1(*))

支え合いのまち千葉 推進計画 (第5期千葉市地域福祉計画) (以下「本計画」といいます。)は、社会福祉法第107条の規定による「市町村地域福祉計画」と成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定による「市町村成年後見制度利用促進基本計画」と一体的なものとして、当初は第4期計画の期間の満了に合わせ令和3(2021)年度から開始する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により1年延期し、令和4(2022)年3月に策定しました。

本計画は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間としており、新型コロナウイルス感染症の収束の状況を注視しつつ、中間見直し等を行うこととしていることから、中間年度に当たる令和6(2024)年度に向けて計画の見直しを行うものです。

*この中間見直しを実施する前の支え合いのまち千葉 推進計画 (第5期千葉市地域福祉計画) の対応ページを記載しています。

2 新型コロナウイルス感染症の影響 (計画 p.2)

令和2(2020)年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症による肺炎患者が確認されて以来、3年間に8回の感染拡大と縮小を繰り返し、社会経済活動や市民生活の行動変化等に大きな影響を与えました(以下これらの影響を総称して「コロナ禍」といいます。)

経済活動の停滞や外出機会の減少に伴い、高齢者のフレイル(虚弱)・認知症の進行、障害者や子どもたちの生活へのマイナスの影響、生活困窮、児童虐待、DV、自殺、家族介護者の負担増、子ども・若者を含めた社会的孤立・孤独の進行・増加や支援を必要とする方々の生活実態やニーズの把握困難など、様々な課題が発生しています。

このような状況から回復するため、基本的な感染対策を継続しつつ、住民同士の支え合いが再生し、又は継続し発展するよう、柔軟で多様な方向に変革していく視点を持つことが必要です。

3 地域の取組み (計画 p.3)

地域においては、コロナ禍により、様々な地域福祉活動について休止、中止や活動規模の縮小をせざるを得ませんでした。人と人とのつながる力や活動の担い手のモチベーションの低下、活動の断絶や担い手不足の深刻化など、「住民が集い、支え合う」という地域福祉の根幹を大きく揺るがす影響があったことから、それぞれの地域の実情に合わせた住民同士の支え合いの仕組みの再生を推進していきます。

4 市の取組み（計画 p.4）

（1）千葉市基本計画

本市の中長期的な市政運営の基本方針である「千葉市基本計画」（以下「基本計画」といいます。）が令和5（2023）年4月からスタートしました。基本計画では、みんなで目指す未来の千葉市として「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」の実現を目指しており、健康・福祉分野においては「みんながいきいきと、健やかに安心して暮らせるまちを実現します」を目標に掲げています。

また、具体的な政策として「住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をつくる」ための施策として、「ともに支え合い、活力ある地域づくりの推進」と「包括的な支援体制の構築」を位置付けています。

（2）本計画の中間見直し

市においては、基本計画の趣旨を踏まえ、地域の取組みを支えるために、コミュニティソーシャルワーク機能をさらに強化し、その機能が地域に根付くことに主眼を置きつつ「地域の支え合いの力を高める」施策として、コロナ禍を受けた地域福祉活動の再開・継続への支援、また、「ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する」施策として、福祉まるごとサポートセンターの開設をはじめとして重層的・包括的支援体制の構築を段階的に進めていくことにより、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える個々の生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、状況に応じて支援関係機関とスムーズに連携・協力できる体制づくりや、市内の様々な相談支援機関間のコーディネートを推進します。

また、オンラインの活用支援のほか、行政が一体となって、地域づくりの担い手・リーダーの育成、地域福祉活動の拠点確保、居場所（通いの場）や生活支援サービスの拡充、生きづらさを抱えている人への支援、新たなプラットフォームの形成などを推進します。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 各種統計データ

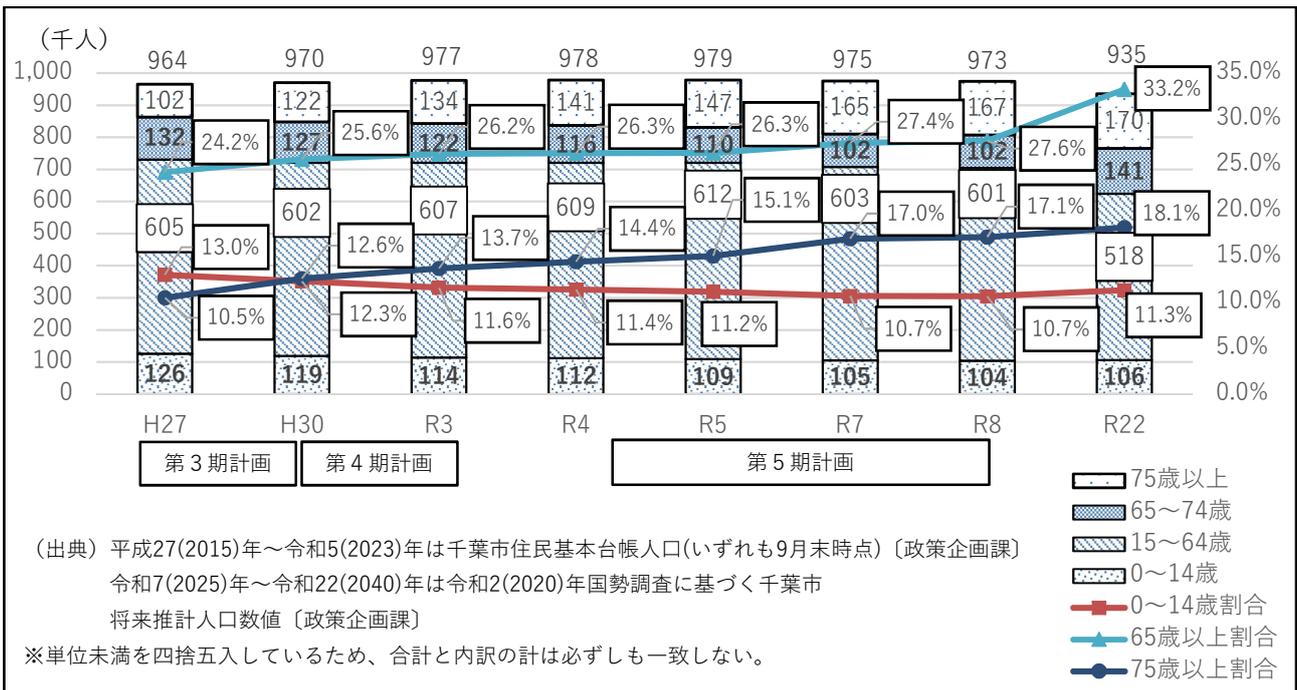
(1) 少子高齢化に関するデータ (計画 p.8~9)

① 総人口と高齢者及びこどもの数の推移

本市の総人口は、令和5（2023）年9月末現在 978,554 人（住民基本台帳人口）となっています。そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 257,325 人で全体の 26.3%、75 歳以上の後期高齢者人口は 147,427 人で全体の 15.1%、15 歳未満の年少人口は 109,260 人で全体の 11.2%を占めています。

将来推計によると、高齢者人口は、団塊の世代が全て 75 歳以上となる令和7（2025）年には、65 歳以上の高齢者人口は 267,000 人、高齢化率は 27.4%まで上昇します。さらに、団塊ジュニア世代が全て 65 歳以上となる令和22（2040）年には、65 歳以上の高齢者人口は 310,500 人、高齢化率は 33.2%まで上昇する見込みとなっています。一方、年少人口及びその構成割合は、今後も低い水準で推移していく見込みとなっています。

【千葉市の人口（高齢者・年少者）の推移】



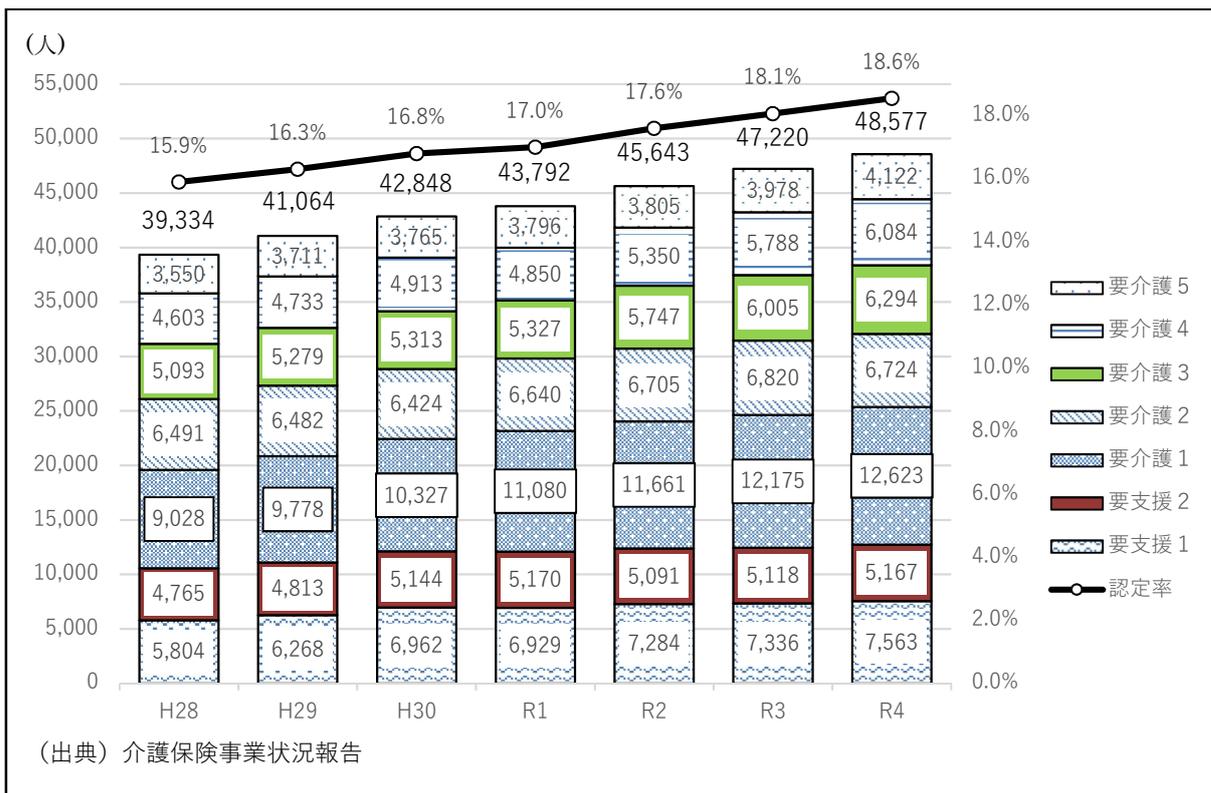
(2) 要支援者に関するデータ (計画 p.10~14)

① 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数及び認定率（第1号被保険者に対する認定者数の割合）は、高齢者の増加に伴い、増加傾向にあります。

令和4（2022）年度末現在の認定者数は、48,577人で、認定率は18.6%となっています。要介護度別にみると、要介護1が最も多く認定者の約4人に1人です。これに要支援1・2を合わせた軽度者は認定者の約半数を占めています。

【千葉市の要支援・要介護認定者数、認定率の推移】（各年度3月末時点）



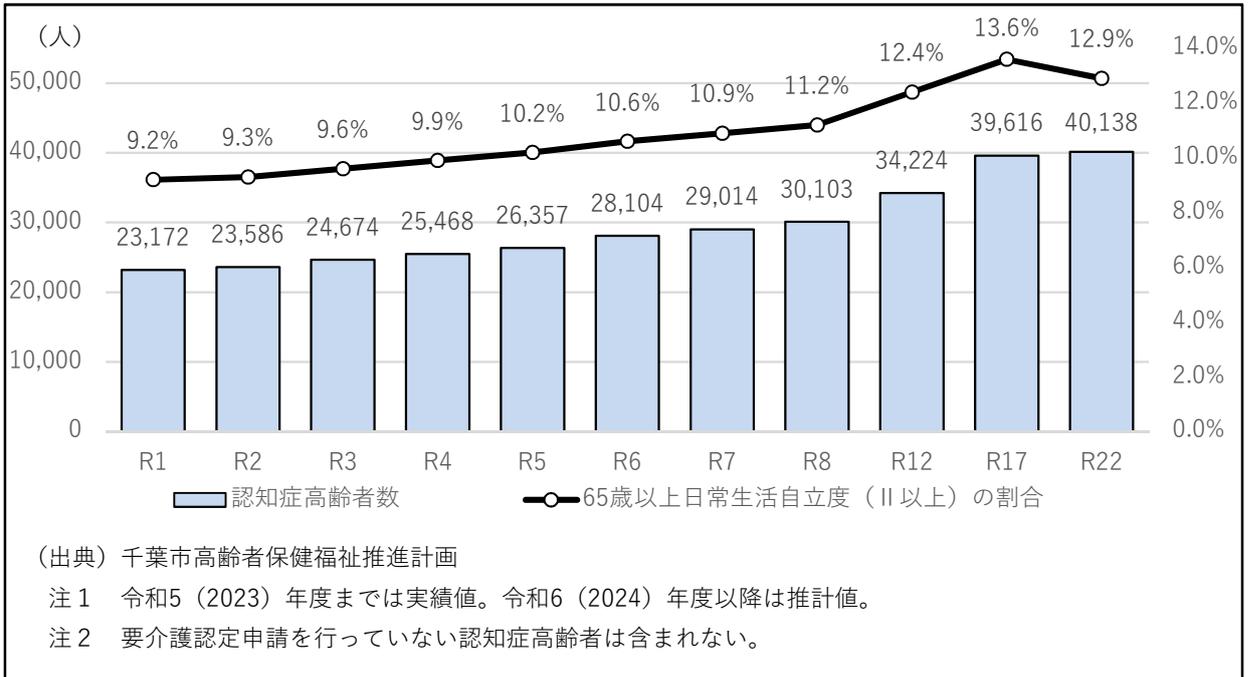
② 認知症高齢者の状況

急速な高齢化に伴い、在宅生活を継続するため、身近な地域での支援を必要とする認知症高齢者の数も増加しています。

本市の認知症高齢者数（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ(*)以上の高齢者）は、令和5（2023）年9月末現在で27,231人、65歳以上の高齢者人口に占める割合は、10.3%となっており、今後もさらなる増加が見込まれています。

*日常生活自立度：高齢者の障害や認知症の程度の指標。認知症高齢者については、症状が軽い順にランクⅠ～Ⅳ及びⅤに分けられる。ランクⅡは、「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態」をいう。

【千葉市の認知症高齢者数と高齢者人口に対する割合の推移】（各年度9月末時点）

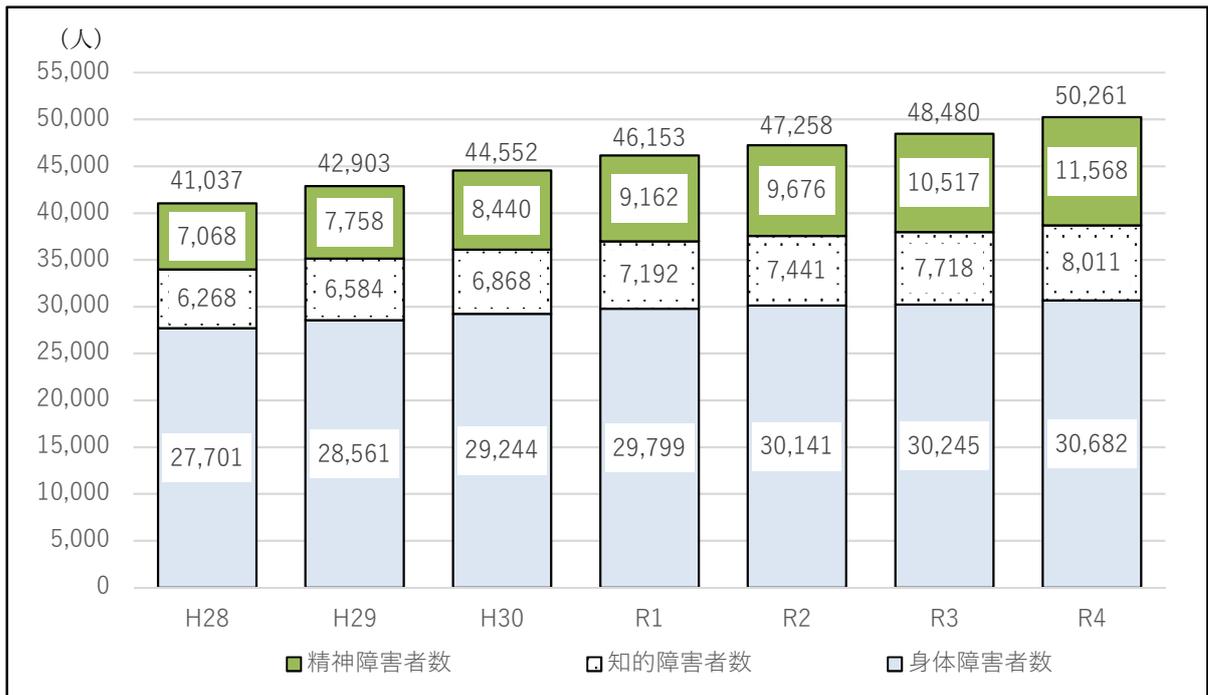


③ 障害者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、令和4（2022）年度末現在、合計50,261人です。内訳は身体障害者30,682人、知的障害者8,011人、精神障害者11,568人となっています。

障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、中でも精神障害者数の増加が大きく、平成28（2016）年度と比較すると約1.6倍となっています。

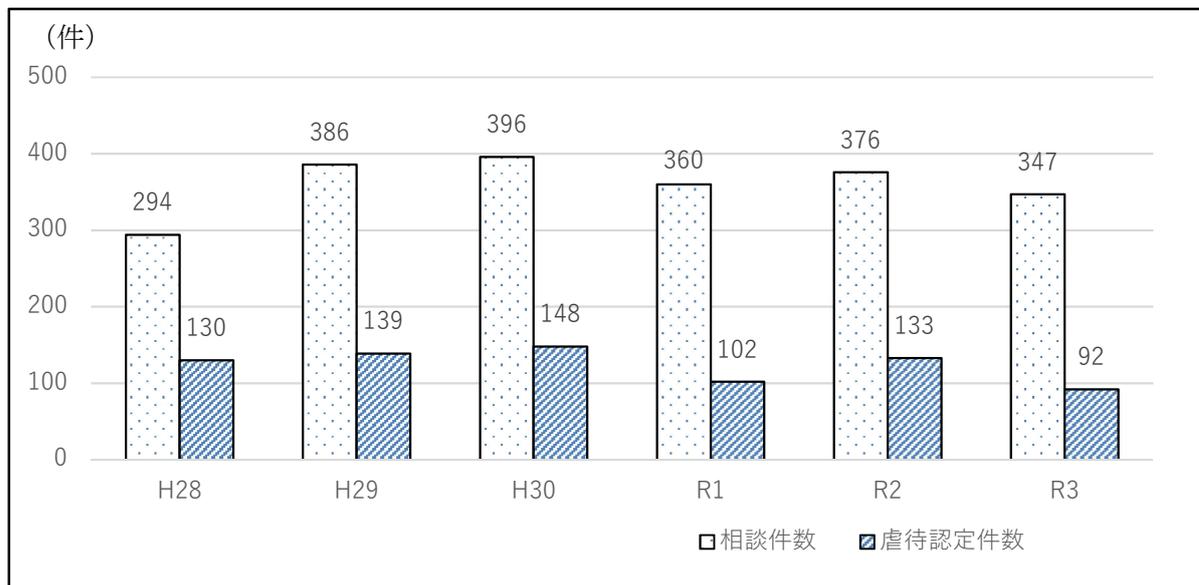
【千葉市の障害者手帳所持者数の推移】（各年度3月末時点）



④ 高齢者虐待の状況

令和3（2021）年度の本市の在宅における高齢者虐待の相談件数は、347件、虐待認定件数は、92件となっており、近年は横ばいの状態です。

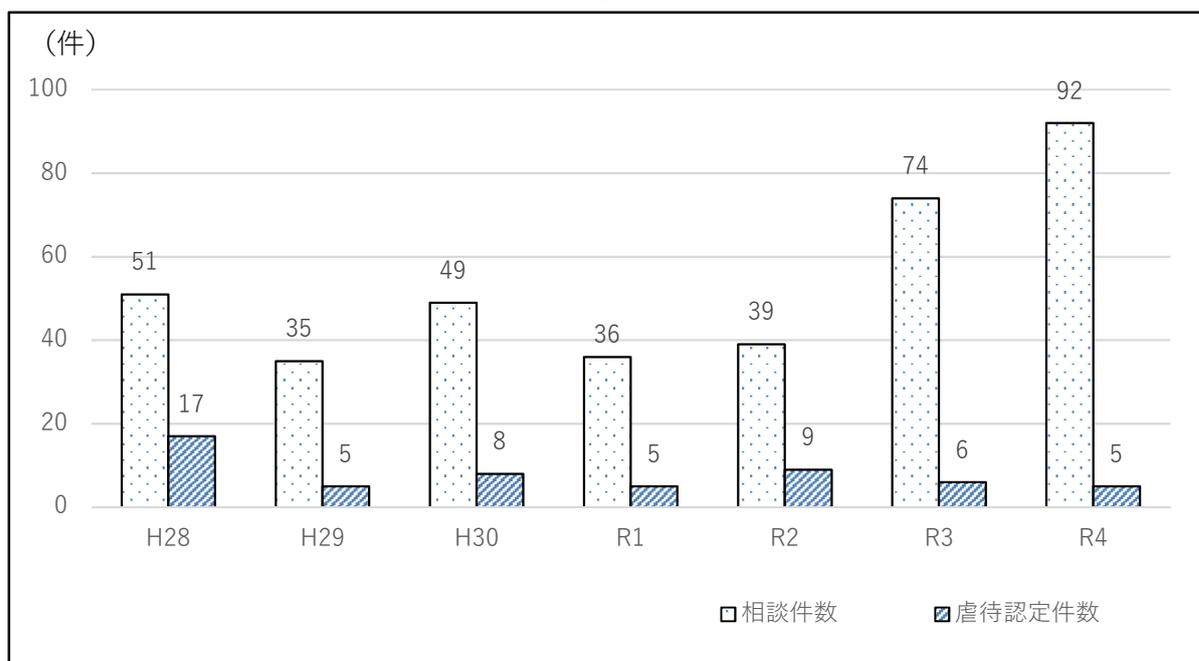
【千葉市の在宅における高齢者虐待の相談件数及び認定件数の推移】（年度別実績）



⑤ 障害者虐待の状況

本市の障害者虐待の相談件数は、令和3（2021）年度に74件、令和4（2022）年度に92件と急増していますが、虐待認定件数は、令和3（2021）年度に6件、令和4（2022）年度に5件とほぼ横ばいの状態です。

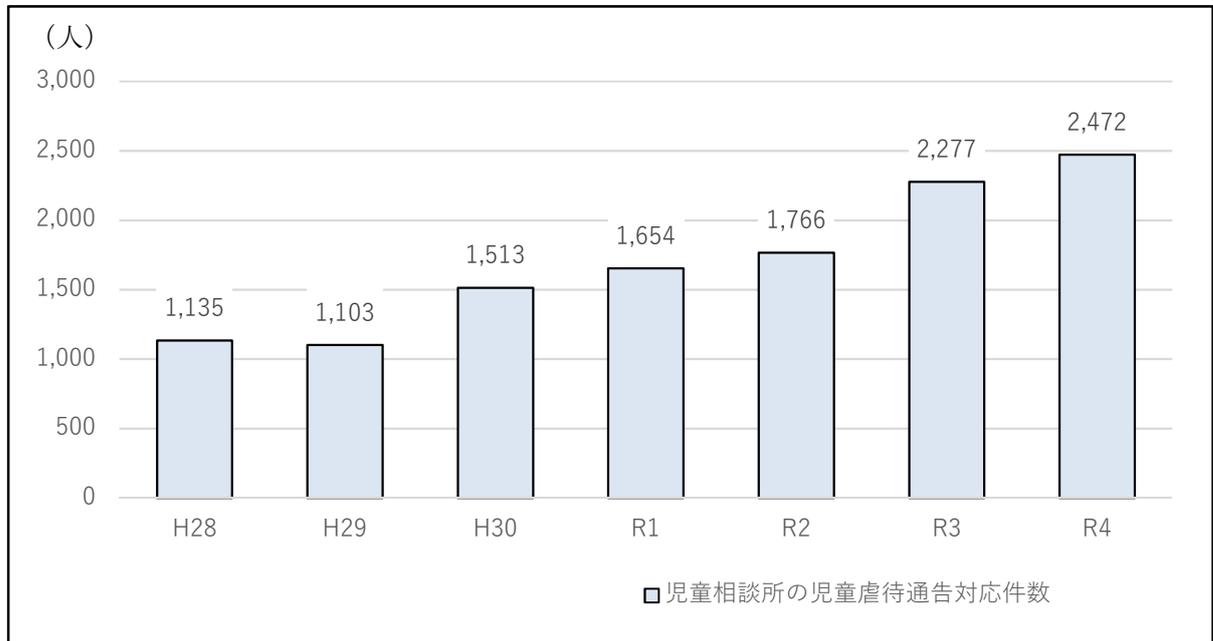
【千葉市の障害者虐待の相談件数及び認定件数の推移】（年度別実績）



⑥ 児童虐待の状況

令和4（2022）年度の本市の児童相談所の児童虐待通告対応件数は、2,472件となり、増加傾向にあります。

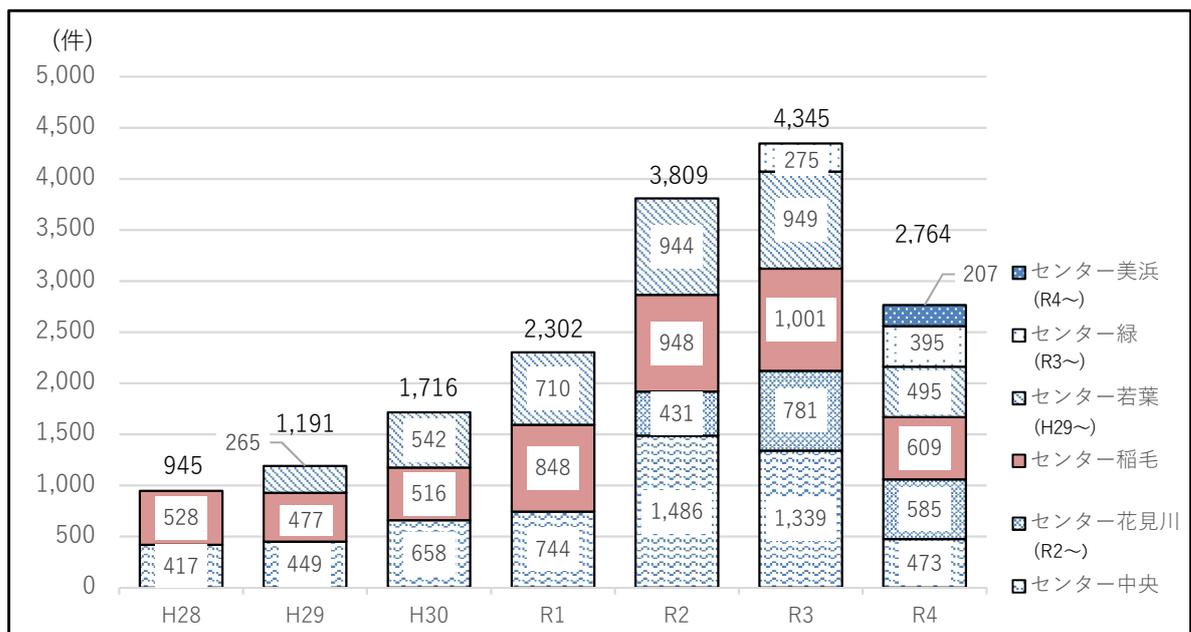
【千葉市の児童相談所の児童虐待通告対応件数の推移】（年度別実績）



⑦ 生活困窮者の状況

本市の生活困窮者の相談支援窓口である生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数は、毎年増加傾向にありましたが、令和4（2022）年度は2,764件で、令和3（2021）年度の4,345件から初めて減少しました。

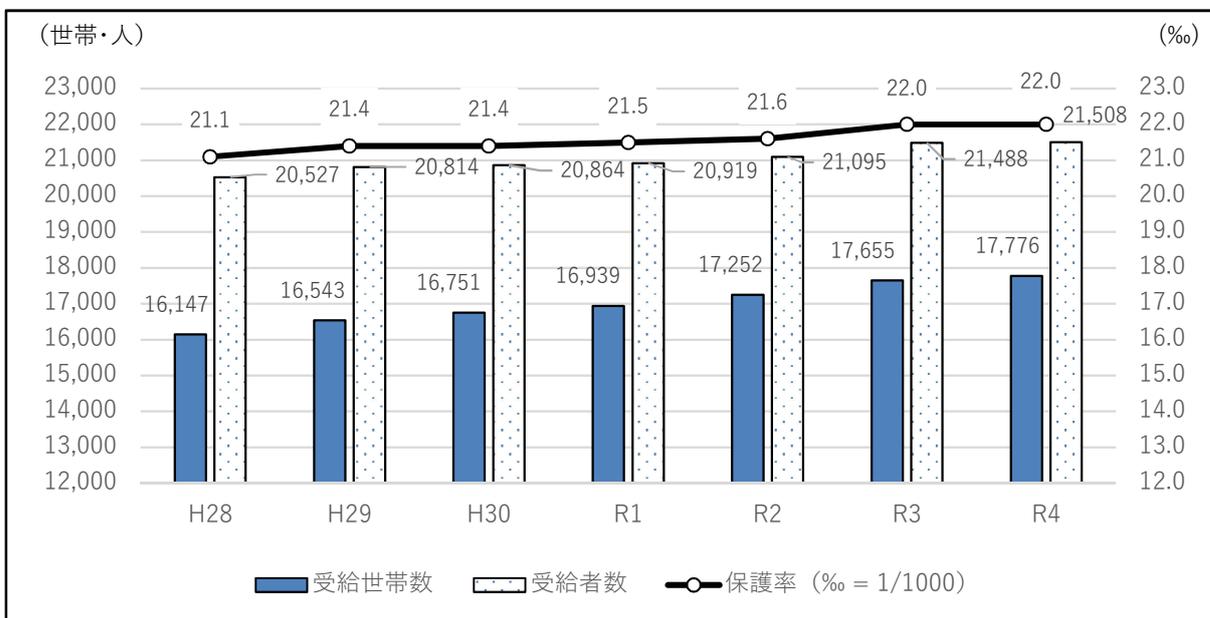
【千葉市の生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数の推移】（年度別実績）



⑧ 生活保護の状況

令和4（2022）年度現在（月平均）、本市の生活保護受給者数は21,508人、受給世帯数は17,776世帯、保護率（市人口に対する生活保護受給者数の割合）は22.0‰（‰=1/1000）となっており、微増傾向にあります。

【千葉市の生活保護受給者数・受給世帯数・保護率の推移】（年度ごとの月平均値）

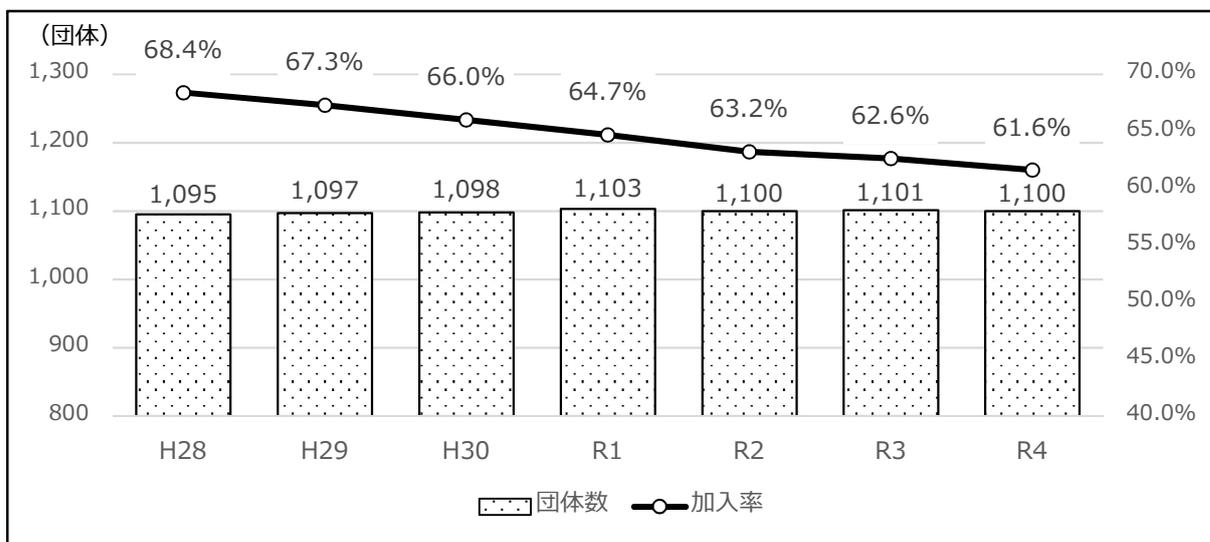


(3) 地域福祉を支える活動者に関するデータ（計画 p.15～17）

① 町内自治会の団体数と加入率の推移

令和4（2022）年度末現在、市内の町内自治会の団体数は1,100団体で、ほぼ横ばいですが、加入率（市世帯数に対する加入世帯数）は61.6%となっており、減少傾向にあります。

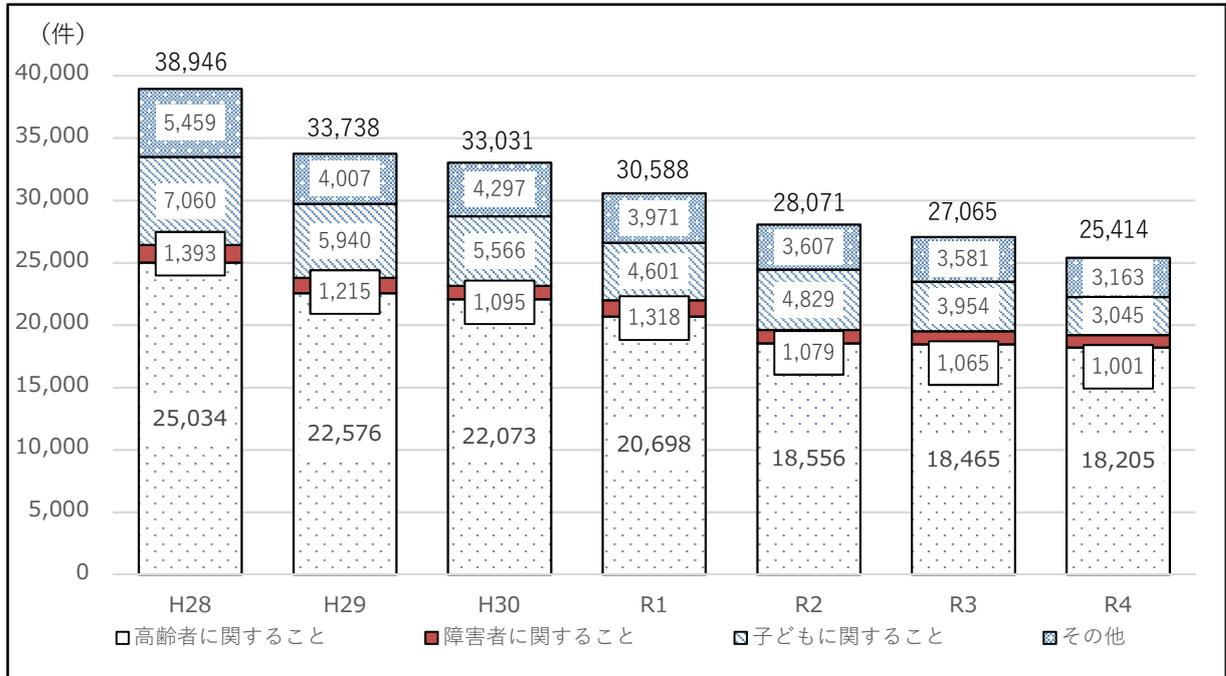
【千葉市の町内自治会団体数と加入率の推移】（各年度3月末時点）



② 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員は、要支援者の抱える困りごとが多様化するなかで地域において日々様々な活動を行っています。本市における民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数は、近年は減少傾向にあります。

【千葉市の民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数の推移】（年度別実績）

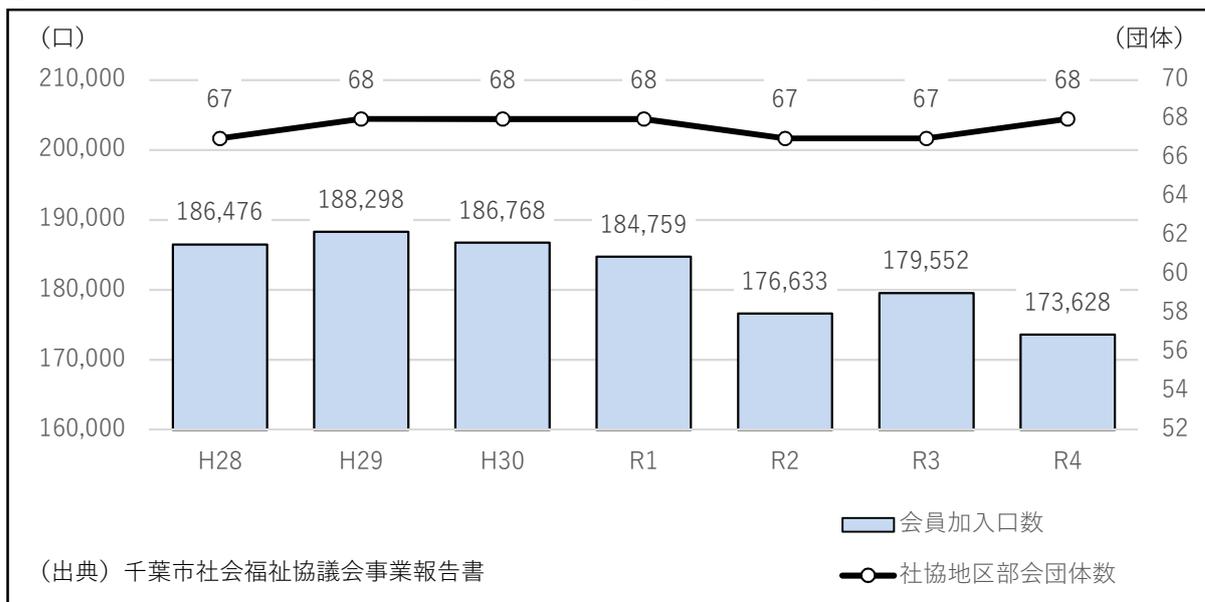


③ 千葉市社会福祉協議会の会員加入口数と社協地区部会の団体数の推移

千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）の会員加入口数は、近年は減少傾向にあり、特に令和2（2020）年度に大きく減少しました。令和3（2021）年度にはやや回復したものの、令和4（2022）年度には再度減少し、173,628口となっています。

また、社会福祉協議会地区部会（以下「社協地区部会」といいます。）の団体数は、令和4（2022）年4月現在68団体で、市内のおおよその地域で結成されている状況です。

【市社協の会員加入口数と社協地区部会の団体数の推移】（各年度3月末時点）

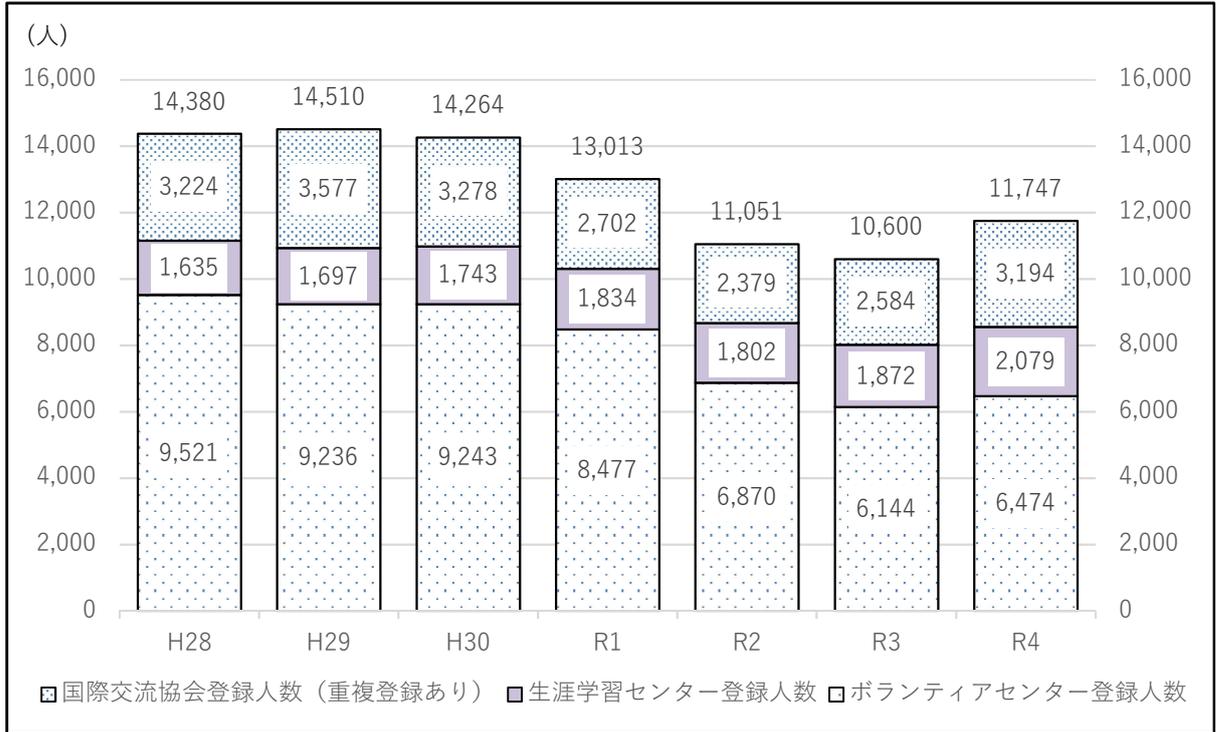


④ ボランティアの登録者数

令和4（2022）年度末現在、千葉市ボランティアセンターのボランティア登録者数は6,474人、千葉市生涯学習センターのボランティア登録者数は2,079人、千葉市国際交流協会のボランティア登録者数（重複登録あり）は3,194人となっています。

ボランティア登録者数全体としては、コロナ禍もあり、令和3（2021）年度まで減少傾向にありましたが、令和4（2022）年度はやや回復しています。

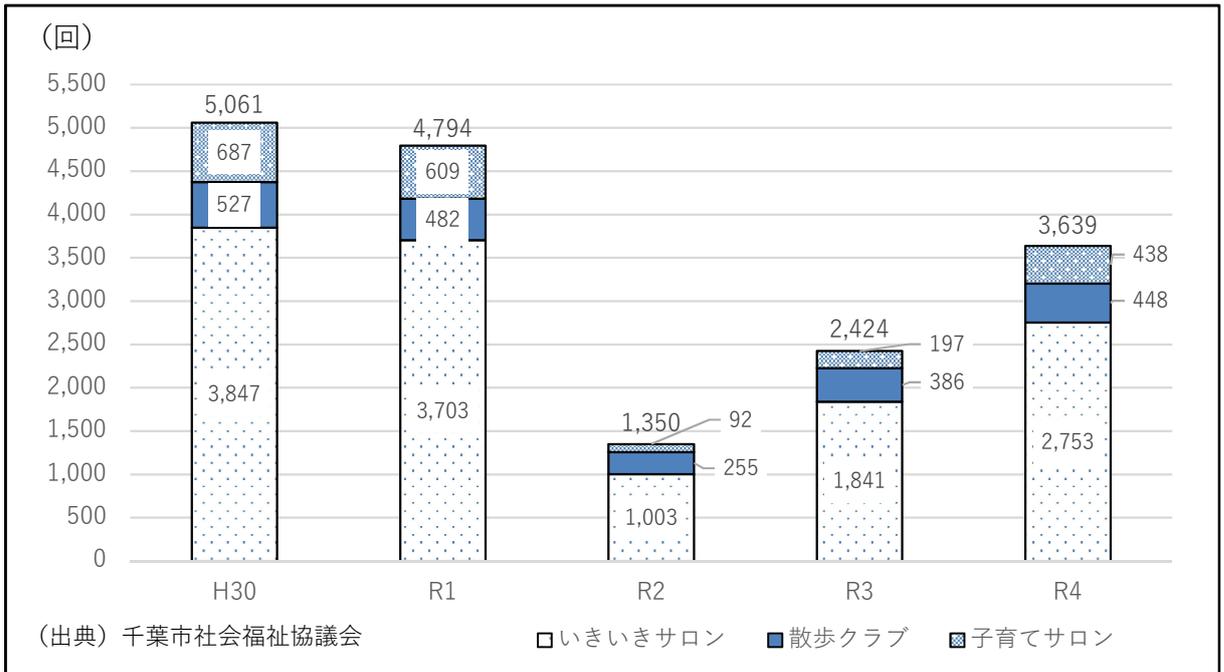
【ボランティアの登録者数の推移】（各年度3月末時点）



⑤ 社協地区部会活動の状況

令和4（2022）年度の社協地区部会が実施するサロン活動及び散歩クラブの実施回数は、「いきいきサロン」が2,753回、「散歩クラブ」が448回、「子育てサロン」が438回となっており、令和2（2020）年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受け大幅に減少したものの、回復傾向にあります。

【社協地区部会のいきいきサロン・散歩クラブ・子育てサロンの実施回数の推移】



（出典）千葉県社会福祉協議会

□いきいきサロン ■散歩クラブ ▨子育てサロン

(4) 市民意識に関するデータ (計画 p.18~21)

(出典) 令和5 (2023) 年度千葉県 WEB アンケート (R5.4.1~4.10 に市ホームページ上で実施)
 令和3 (2021) 年度千葉県 WEB アンケート (R3.4.30~5.10 に市ホームページ上で実施)

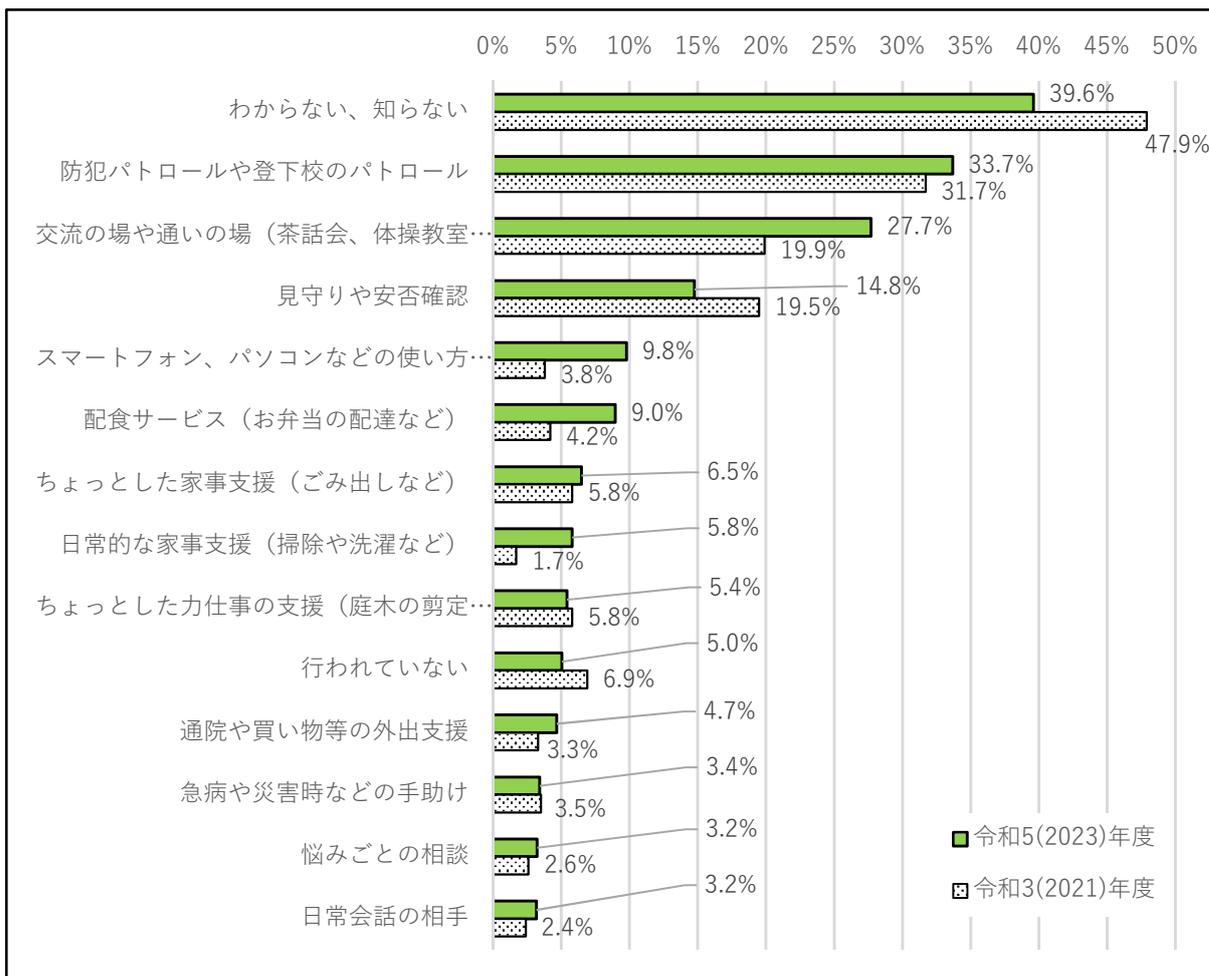
① 地域福祉活動の認知状況

地域でどのような活動が行われているか「わからない」と答えた人が最も多く、割合は39.6%でした。令和3 (2021) 年度 (47.9%) と比較すると 8.3 ポイント減少しており、地域福祉活動の認知状況は向上しているといえます。

活動ごとの認知度では、令和3 (2021) 年度と比率は異なるものの順位は変わらず、「防犯パトロールや登下校のパトロール」が最も高く 33.7% (R3 : 31.7%)、次いで「交流の場や通いの場」が 27.7% (R3 : 19.9%)、「見守りや安否確認」が 14.8% (R3 : 19.5%) となっています。

その他、「スマートフォン、パソコンなどの使い方教室」(3.8%⇒9.8%)「配食サービス (お弁当の配達など)」(4.2%⇒9.0%) が大きく伸びています。コロナ禍により在宅の機会が増えたことで、これらの活動への関心が高まったことが原因と思われます。

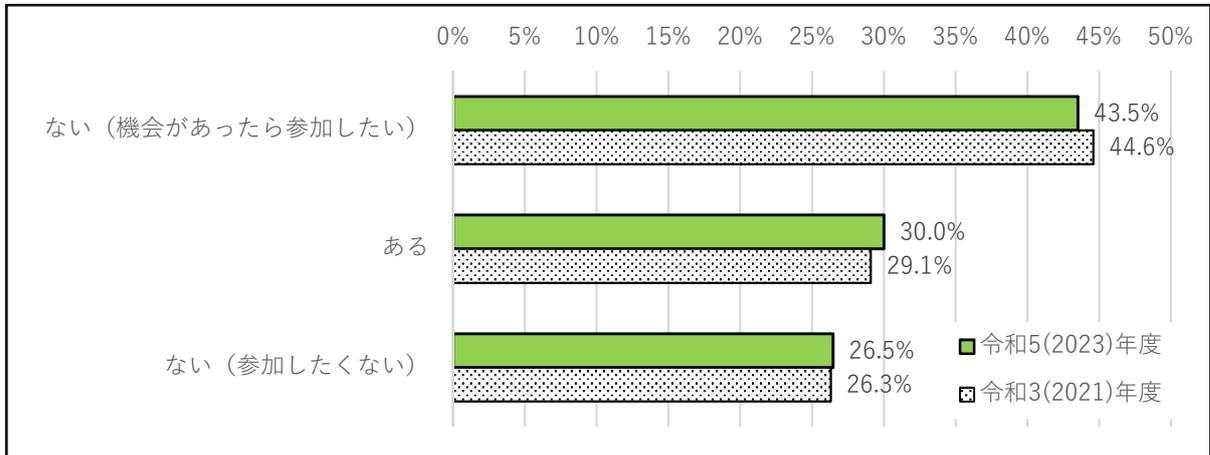
(設問) お住まいの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか (複数回答可)。



② 地域福祉活動の参加状況

地域福祉活動に参加したことが「ある」と「機会があったら参加したい」を合わせると全体の約7割で、令和3（2021）年度と比較してほとんど変化がありませんでした。

（設問） これまでに、地域福祉活動に参加したことがありますか（1つだけ選択）。

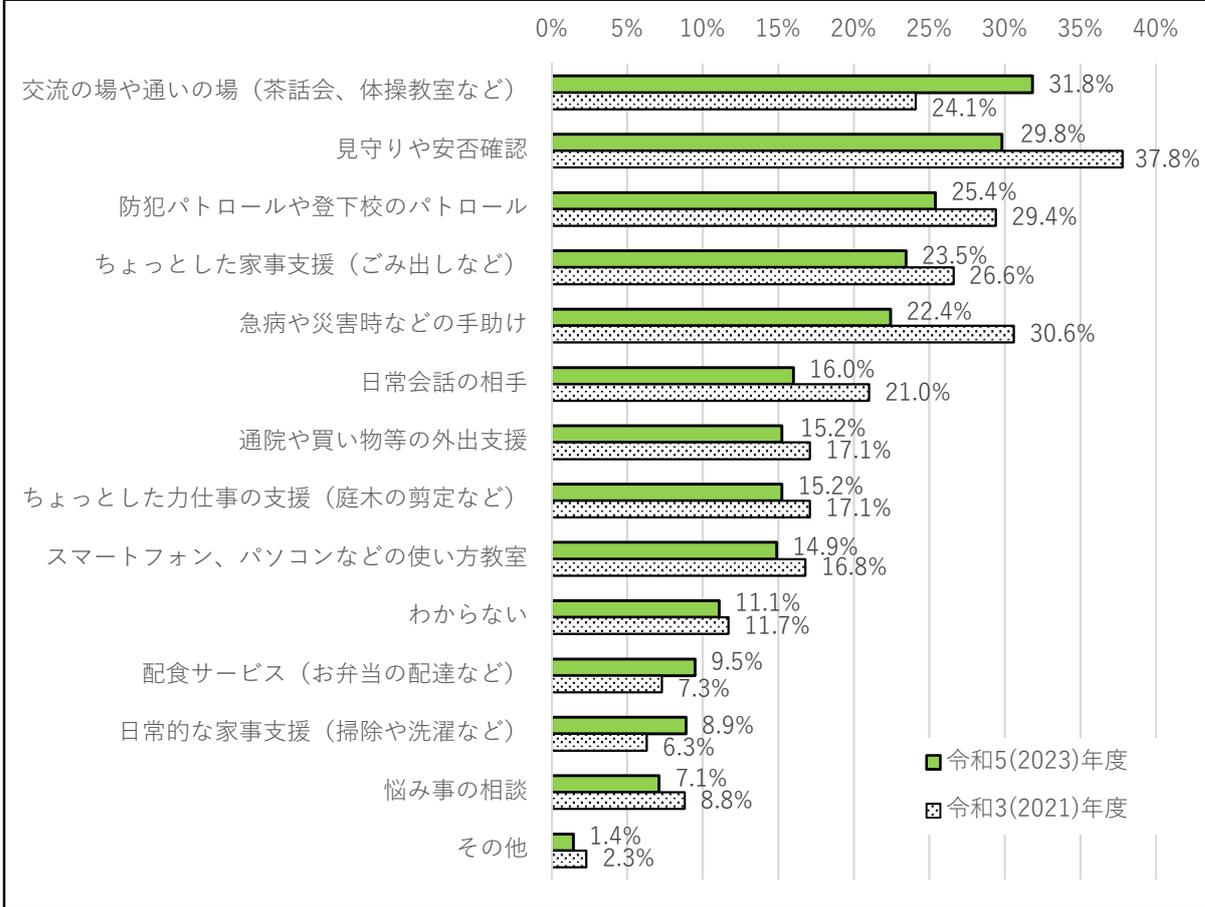


③ 参加したい地域福祉活動

参加したい地域福祉活動は、「交流の場や通いの場」と答えた人が最も多く、割合は31.8%でした。令和3（2021）年度（24.1%）と比較すると7.7ポイントの増加となり、新型コロナウイルス感染症対策の行動制限緩和の方向性が国から示されたことに伴い、対面のコミュニケーション活動への関心が高まったものと思われます。

そのほか、「①地域福祉活動の認知状況」にも示されているとおり、「見守りや安否確認（29.8%）」「防犯パトロールや登下校のパトロール（25.4%）」「ちょっとした家事支援（23.5%）」が、関心が高い活動となっています。

（設問） 今後、どのような地域福祉活動に参加したいですか（複数回答可）。
 ※対象：「②地域福祉活動の参加状況」で「ある」「ない（機会があったら参加したい）」と答えた人。



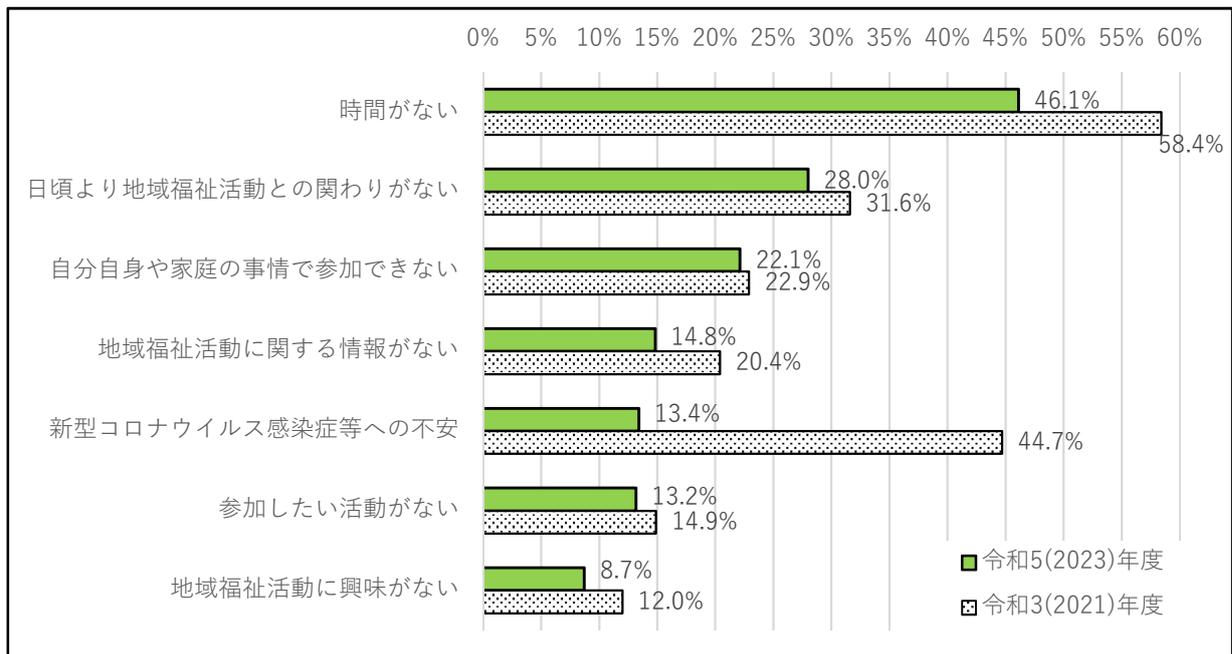
④ 地域福祉活動に参加したくない理由

地域福祉活動に参加したくない理由は、「時間がない」と答えた人が最も多く、割合は46.1%でした。その他、「日頃より地域福祉活動との関わりがない(28.0%)」、「自分自身や家庭の事情で参加できない(22.1%)」と答えており、地域福祉活動を行う上で役立つ情報の充実や地域福祉活動に参加しやすい環境づくりが必要であることがわかります。

また、「新型コロナウイルス感染症等への不安」は大幅に減少(44.7%⇒13.4%)しました。

(設問) 地域福祉活動に参加したくない理由は何ですか(2つまで回答可)。

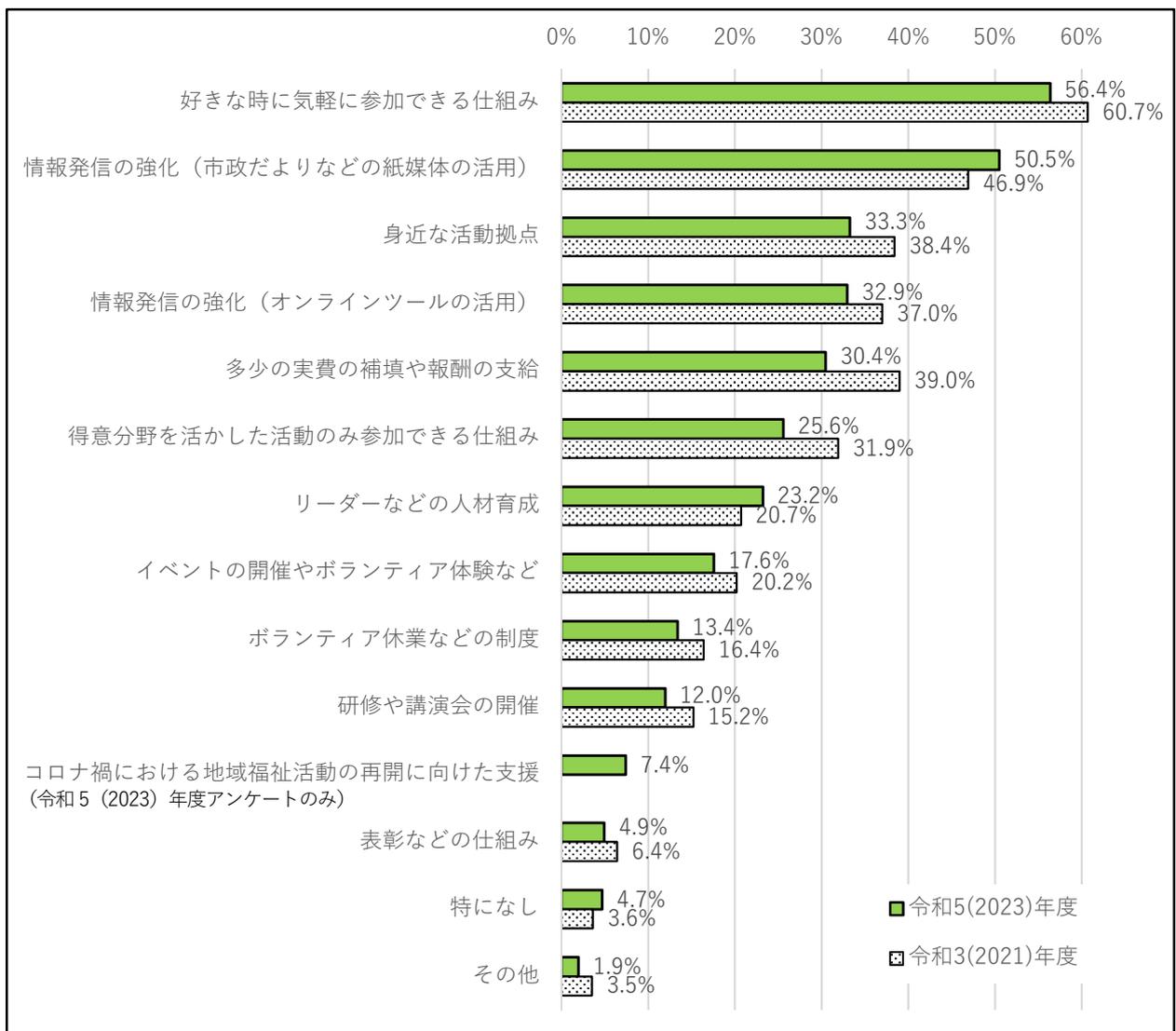
※対象:「②地域福祉活動の参加状況」で「ない(参加したくない)」と答えた人。



⑤ 地域福祉活動の参加要件

より多くの人々が地域福祉活動に参加するために必要だと考えているのは、回答割合の高い順に「好きな時に気軽に参加できる仕組み（56.4%）」、「情報発信の強化（紙媒体の活用）（50.5%）」で、「④地域福祉活動に参加したくない理由」と同様、情報の充実や参加しやすい環境へのニーズが高いことがわかります。その他、「身近な活動拠点（33.3%）」や「情報発信の強化（オンラインツールの活用）（32.9%）」も回答割合が比較的高く、活動拠点の確保やオンライン情報発信の強化により、地域福祉活動の参加者の増加につながる可能性があります。

（設問）より多くの市民が地域福祉活動に参加するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答可）



2 これまでの取組みと今後の課題

(1) 地域福祉計画の策定・推進の経過 (計画 p.33)

年度 ※和暦	計画	特徴
H18～22 (5年)	第1期	<ul style="list-style-type: none"> ・24の地区フォーラムを設置。 ・「市地域福祉計画策定委員会」、区ごとに「区地域福祉計画策定委員会」を設置。
H23～26 (4年)	第2期	<ul style="list-style-type: none"> ・市計画と区支え合いのまち推進計画の役割分担の整理。 ・5つの基本テーマを設定。 ・区支え合いのまち推進計画に重点項目を設定。
H27～29 (3年)	第3期	<ul style="list-style-type: none"> ・9つの取組みテーマを設定し、地域、市、市社協の取組みの関係を整理。 ・地区部会エリアごとに「重点取組項目」を設定。
H30～R2 (3年)	第4期	<ul style="list-style-type: none"> ・重点施策「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を掲げ、「コミュニティソーシャルワーカーの増員等」「多機関の協働による相談支援体制の包括化」「地域力基盤強化の支援」「地域福祉の担い手の育成・拡大」を4つの柱として位置付けた。 ・各区の好事例を掲載。
R4～R8 (5年)	第5期	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、計画策定を1年延期したほか、地域の取組みの一部について柔軟に見直しを図っていくこととした。 ・地域共生社会の実現を目指し、「地域の支え合いの力を高める」「ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する」「社会資源の創出を促進する」を3つの取組方針として位置付けた。 ・成年後見制度利用促進基本計画と一体的に策定。 ・市民に分かりやすく、浸透する計画とするため、「市の取組みに関するコラム」「コロナ禍で地域福祉活動を継続するために工夫している取組事例」「地域福祉活動に関係する補助制度一覧」を掲載し、併せて「地域福祉を題材としたデジタル漫画」を作成。

(2) 令和3(2021)年度の地域福祉に関する取組み及び第5期地域福祉計画の推進状況 (新規)

ア 地域の取組み

コロナ禍により、様々な地域活動が休止や中止を余儀なくされた結果、高齢者のフレイル(虚弱)・認知症の進行、障害者や子どもたちの生活へのマイナスの影響のほか、地域活動の実施のノウハウが断絶する、担い手が活動から離れてしまうなど深刻な打撃を受けました。

しかしながら、このような中でも、「新しい生活様式」に対応しつつ地域活動を継続するため、ICTの活用、屋外活動への切替え、参加人数を絞っての開催などの事例が見られました。

地域活動を再びコロナ禍以前の水準まで実施できるよう取り組むとともに、コロナ禍を経て得られた知見を活かしつつ、担い手も受け手も参加することにやりがいや楽しみが見いだせるよう、多様な手法による取組みを進めていくことが求められます。

また、従前の課題についても継続して取り組んでいくことが必要です。

今後の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍により打撃を受けた地域活動の再生、担い手の確保 ・ 活動停滞期間の長期化による担い手のモチベーションの低下、地域活動実施のノウハウの断絶 ・ 対面機会の減少に伴う地域福祉のニーズの把握の難化 ・ 個々人の感染リスクに対する考え方の相違による地域活動実施に対する意識の相違 ・ 地域団体間の連携 ・ 地域活動への理解や関心の希薄化 ・ 活動拠点の確保 ・ 地域住民による支え合い機能の低下

イ 市の取組み

令和3（2021）年度は、計画策定を1年延期したために計画の空白期間となったことから、市の取組みの実施状況を第4期計画に準じた形式で令和4（2022）年度第2回千葉県社会福祉審議会地域福祉専門分科会（以下「地域福祉専門分科会」といいます。）に報告しました。

また、令和4（2022）年度における市の取組みの推進状況の評価について、令和5（2023）年度第1回地域福祉専門分科会において、以下のとおり報告をしました。

（ア）定量評価 … 主に量的な成果を評価（77項目/全141項目）

評価	評価基準	令和4（2022）年度	
		項目数	割合(%)
S	年度目標を上回る業務量が達成できた場合	23	30%
A	年度目標にしている業務量を概ね（8割～10割）達成できた場合	32	42%
B	年度目標にしている業務量の一部（5割～8割未満）を達成できた場合	15	19%
C	年度目標にしている業務量を大きく下回った（5割未満）場合	7	9%

定量評価の事業・施策については、S 評価（23 項目）と A 評価（32 項目）を合わせて全体の 72% となり、B 評価（15 項目）が 19%、C 評価（7 項目）が 9% となりました。

(イ) 定性評価 … 取組みの内容や体制の構築などを評価（64 項目/全 141 項目）

評価	評価基準	令和 4（2022）年度	
		項目数	割合(%)
◎	年度目標以上のものが達成できた場合	3	5%
○	年度目標が概ね達成できた場合	47	73%
△	年度目標の一部が達成できた場合	13	20%
×	年度目標が全く達成できなかった場合（ほとんど達成できなかった場合も含む。）	1	2%

定性評価の事業・施策については、◎評価（3 項目）と○評価（47 項目）を合わせて全体の 78% となり、△評価（13 項目）が 20%、×評価（1 項目）が 2% となりました。

(3) 第 5 期地域福祉計画の中間見直し（新規）

令和 5（2023）年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 2 類相当から季節性インフルエンザなどと同じ 5 類に変更されたことにより、行動制限がなくなり、感染対策は個人の判断に委ねられることとなりました。

コロナ禍により打撃を受けた各種施策・事業及び地域活動の回復、再生を目指し、本計画策定時に位置づけた課題等について引き続き留意しつつ、本市の地域福祉の充実に取り組んでいきます。

ア コロナ禍からの回復と感染症対策の継続

コロナ禍により、様々な地域活動の休止、中止や活動規模の縮小が長く続いたことから、活動の断絶や担い手不足の深刻化などの問題が発生しており、そのままでは地域活動の回復・再生が困難であることから、地域の実情に合わせて支援していく必要があります。

また、特に重症化リスクが高いとされていた高齢者においては、外出機会がより大きく減少する傾向があったことから、フレイル・認知症の進行、社会的孤立など、様々な心身への悪影響が発生しており、多様な側面からの解決への道筋づくりが求められます。

なお、行動制限はなくなったものの、引き続き感染症対策として「三つの密」の回避、手洗い等の手指衛生の励行、効果的な換気等、基本的な対策を実施していく必要があります。

イ 重層的・包括的支援体制の構築

社会状況の変化に伴い、複雑化・複合化した地域生活課題に対しては、分野や世代、内容を問わずまるごと相談を受け止め、関係機関のチームによる支援や、支援が必要な方も社会とのつながりを持ちつつ、地域で支え合いながら暮らしていける地域づくりに向けた支援など、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットの強化や重層的・包括的支援が求められています。

ウ コミュニティソーシャルワーク機能の強化

引き続き地域共生社会の実現に向けて、地域の様々な団体と連携を深め、コミュニティソーシャルワーク機能をさらに強化し、その機能が地域に根付くことを主眼に置きつつ、地域の支え合いの力を高める必要があります。

エ 担い手及び活動拠点の確保

地域福祉に対する市民の理解や行動の促進について引き続き拡充を図っていく必要があります。また、コロナ禍により地域福祉活動が停滞していたことに併せて担い手が減少しているとの声が上がっていることから、地域福祉の意義やその必要性・重要性、また、地域福祉活動が活性化することのメリットを周知・啓発していき、なるべく多くの市民が地域福祉活動に参画するよう促していく必要があります。

また、地域福祉活動に携わる様々な団体が安定的に活動を続けるための活動拠点の確保については長きにわたる課題であり、引き続きあらゆる社会資源の活用を視野に入れながら検討する必要があります。

オ 地域団体間の連携

地域において、課題解決のため地域活動に取り組む各種団体は、地域ごとに設立や活動の背景となる経緯が異なっているため、情報共有・討議・意思決定・実行などの解決のプロセスのあり方も地域ごとに異なります。

したがって、地域ごとの課題のスムーズな発見・解決プロセスの確立のため、関係団体間で相互理解を深め、意見交換や調整が積極的に行われる仕組みづくりが求められます。

第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）について

1 中間見直しのポイント（新規）

（1）中間見直しの視点

「第1章 中間見直しにあたって」及び「第2章 地域福祉を取り巻く状況」においても述べましたとおり、本計画の策定時にはコロナ禍により、行事、集会等の開催が制限されたことから、地域福祉活動も大きな制限を受けました。このことによる活動の断絶や担い手不足の深刻化などは、単に新型コロナウイルス感染症の収束をもって自然に回復するとは必ずしも言えない状況にあります。

そのため、改めて地域の多様な主体が分野、世代を越え、横断的につながり、地域の支え合いの力を高めていくこと、また、ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制の構築に向け、引き続き取組みを進めていくことが求められます。

（2）主な見直し部分

ア 地域の取組み

各区支え合いのまち推進協議会でそれぞれの状況に応じた検討を行い「具体的な取組み」及び「重点取組項目」を整え、又は見直します。

イ 市の取組み

課題に対応するため、新たな取組みや既存の取組みで改めて本計画において掲載することが適切と考える事業を盛り込みます。また、既に掲載している取組みについても、現在の状況に合わせて修正します。

ウ 重層的・包括的支援体制の構築

（ア）背景・国の動向

これまでの社会保障は、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮など、個別に発生した課題の解決を目指す方向で発展してきました。このため、対象者の属性と要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度が設けられてきました。

一方で、人びとのニーズに目を向ければ、例えば、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくい事例や、複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要な事例が顕在化しています。

これらの課題を抱える地域住民に対応する包括的な支援体制を全国的に整備するため、令和2（2020）年6月に改正された社会福祉法において重層的支援体制整備事業

が創設（令和3（2021）年4月施行）されました。

（イ）本市の対応

国の動向を受けて本市においても、令和2（2020）年から包括的な支援体制のあり方の検討を開始し、庁内の関係課をはじめ、庁外の相談支援事業者等の関係機関の意見を伺いながら検討しました。支援体制構築の進め方としては、まずは、相談支援体制を構築し、様々な相談を受け止める中で、既存の各制度で対応困難な支援ニーズを見極め、これに対応する社会参加及び地域づくりに向けた支援の体制を重層的支援体制整備事業の枠組みを活用しながら段階的に構築することとしました。このため、本市の相談支援の現状と課題を整理した上で、本市に適した相談支援体制のあり方を検討することとしました。

（ウ）相談支援体制のあり方検討

本市の相談支援の現状としては、年齢や障害・生活困窮といった分野ごとに相談窓口を設けており、千葉県が設置している中核地域生活支援センターのように、分野や世代を問わず対応する窓口はありませんでした。

また、本市の課題としては、分野ごとに窓口を設けているため、8050世帯等の分野を跨ぐケース等は、中心となる相談支援機関が明確でない上、関係機関協働の中核機能もないため、支援者個人のスキルや経験、ネットワークに頼りながら支援を行っている状況であるほか、保健福祉の総合相談電話があるものの、他の窓口の案内役にとどまっており、分野別の相談窓口の増加も、かえってわかりづらいといった側面もあり、相談先のわかりやすさ、つながりやすさも課題でした。

さらに、相談支援機関等を対象に実施したアンケートにおいては、解決困難な相談は、他の窓口の案内にとどまらず、他の窓口と個別に連携し対応している機関が多いこと、一方で、対応にあたっては、相談の複雑化で質的に対応が困難、連携先がわからない、連絡しづらい、連携してもらえないといった悩みを抱えていること、その解決には、相談員が相談できる窓口や、他の窓口とのネットワーク構築、関係者との調整役のほか、相談者に寄添い継続的に支援を行う総合的な相談窓口のニーズが高いことが分かりました。

これらの相談支援現場や市の課題を踏まえ、縦割りを超え、関係機関の協働をコーディネートする関係機関協働の中核機能と、相談先がわからない方の相談をまるごと受け止め、寄り添い支援を行う機能の2つの機能を整備する必要があると考えました。

この2つの機能の整備方法については、庁内のワーキンググループで検討を行い、その結果、縦割りの弊害を改善するには、市役所内の組織に横串を刺す市の調整部署が必要である一方、柔軟な支援が期待できる委託との混合による整備が望ましく、こ

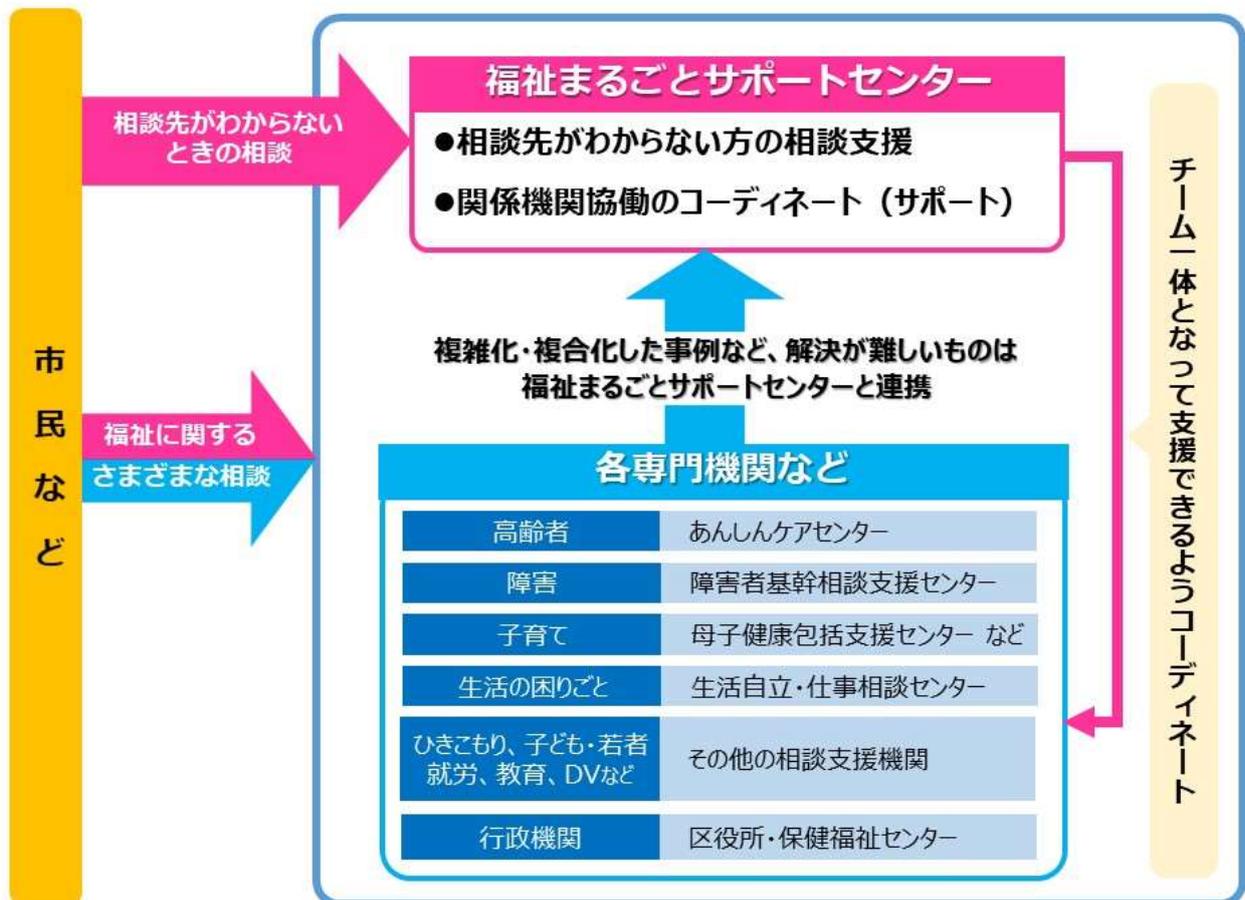
うした難しい業務を担うには、支援の積み上げにより、専門性を高め、ノウハウを蓄積できる体制が必要であるため、6区に分散せず、1か所に集約する方が望ましいという結論に至りました。

(エ) 福祉まるごとサポートセンターの開設と今後の展望

相談支援体制のあり方検討の結果を踏まえ、関係機関協働のコーディネート機能と包括的に相談を受け止める機能の2つの機能を持ち、市と委託事業者との混合により運営を行う「福祉まるごとサポートセンター」を令和5（2023）年10月に市に1か所開設しました。

これからは、福祉まるごとサポートセンターで引き続き複雑な生活課題に対応するとともに、新たに、支援が届いていない人に支援を届ける取組み（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）のほか、支援実績を踏まえ、地域の一員として役割を持って支え合いながら暮らせる環境を整える取組み（参加支援事業・地域づくり事業）を位置づけ、専門職による相談支援と地域の支え合いの両輪での支援体制構築を進めていきます。

【福祉まるごとサポートセンター相談イメージ】



2 計画中間見直しの経過（計画p.41）

本計画の中間見直しにあたっては、地域福祉専門分科会において全体の審議を行うとともに、各区の支え合いのまち推進協議会において区支え合いのまち推進計画の内容について協議を行い、委員の様々な意見を反映させて内容を決定しています。

また、改めてパブリックコメント手続を実施し、多くの市民の意見が反映されるよう努めています。

<計画中間見直しの経過>

年月	実施内容
令和4(2022)年 12月	令和4(2022)年度第2回地域福祉専門分科会(12/22) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の中間見直しの方向性について
12月	各区支え合いのまち推進協議会(区支え合いのまち推進計画の中間見直し作業開始)
令和5(2023)年 3月	令和4(2022)年度第3回地域福祉専門分科会(3/29) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の中間見直しの方向性について
5月	～新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更(5/8～)～
8月	令和5(2023)年度第1回地域福祉専門分科会(8/7) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)中間見直し版の素案について
11月	令和5(2023)年度第2回地域福祉専門分科会(11/20) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)中間見直し版の原案について
令和6(2024)年 1月	計画中間見直し案の説明動画の配信 パブリックコメント手続による市民意見の聴取
3月	令和5(2023)年度第3回地域福祉専門分科会(3/〇) ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)中間見直し版の最終案について ・支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)中間見直し版の決定